

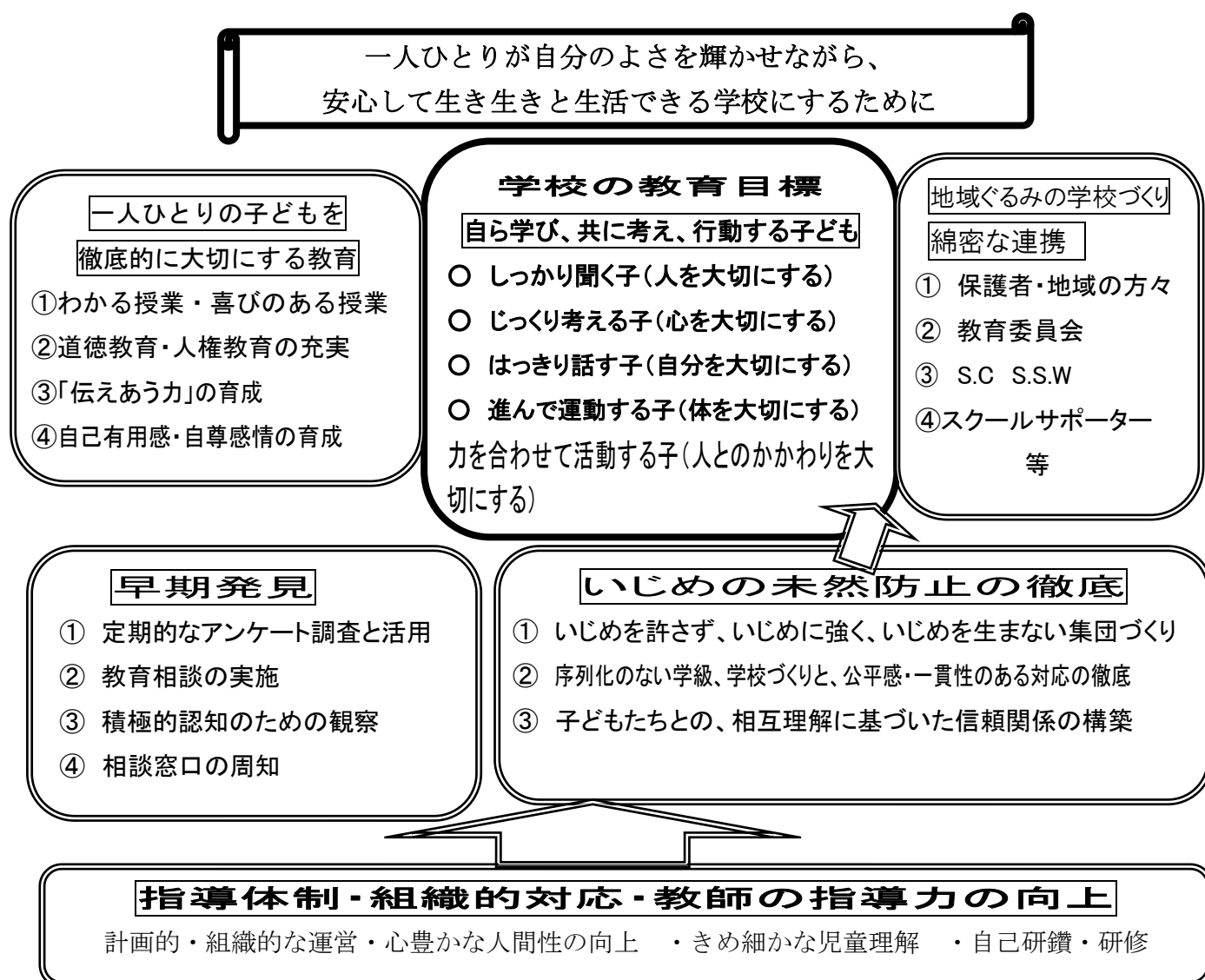
中井町立井ノ口小学校 いじめ防止基本方針

1 本校の教育方針

本校では、学校教育目標を「自ら学び、共に考え、行動する子ども」とし、学校教育の基本方針である「一人ひとりの子どもを徹底的に大切にできる教育の推進」と「地域ぐるみの学校づくりの推進」をめざす教育活動を展開している。育てたい子ども像を設定し、その具現化に向けて学校長による指導監督のもと、全教職員で取り組んでいる。

また、道徳や学級活動において、自尊感情の育成や、自他の命・人との関わりなどを大切にすることを目指し、実践を重ねている。

すべての児童が安心してさまざまな活動に取り組み、有意義で充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けて「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。



2 いじめ問題に対する基本的な認識

いじめに起因する自殺事案を契機として、平成25年に成立した「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を以下のように定めている。①行為をした者Aと行為の対象になった者Bが児童であり、②AとBの間に一定の関係が存在し、③AがBに心理的または物理的な影響を与える行為をし（インターネットを通じて行われるものも含む）、④Bが心身の苦痛を感じていることである。いじめ問題は、教職員が自らの問題として切実に受け止め、本校においても、いつでも、だれにでも起こり得るという危機感を常にもち、命を大切にできる学習とともに徹底的に取り組むべき最重要課題とする。いじめを含め、児童の様々な問題行動等については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関

係機関との連携を図りつつ、児童一人ひとりに応じた指導・支援を積極的に進めるなど、具体的な取組を、計画的・組織的に進めていく。

3 いじめ防止のための取り組み

(1) 未然防止

- ・ 集団の中で個を認めたり、我慢したり、折り合いを付けたりして共に生きるといった「共生」について体験的に学ぶ機会をつくる。また、社会性スキルを高める活動を取り入れる
- ・ それぞれの違いやよさを認め合う温かい人間関係に満ちた集団をつくる。
- ・ あいさつ・礼儀を大切にすると共に、人間関係づくりの場・機会を大切にする。
- ・ いじめは絶対にしてはいけないこと、傍観者もいじめの加害者と同じであること、見かけたいじめや、されたいじめを通報してくれた児童を、全力で守るということを子どもたちに伝えていく。

(2) 早期発見

- ・ 町の3回のいじめアンケート、月1回のミニアンケートを行い、小さな変化も見逃さないようにする。また、アンケート結果をもとに丁寧に聞き取りを行う。
- ・ 「いじめ発見チェックリスト」に基づき、子どもの様子を観察する。
- ・ 電話等の相談窓口の紹介をする。

(3) 一人ひとりの子どもを徹底的に大切にする教育

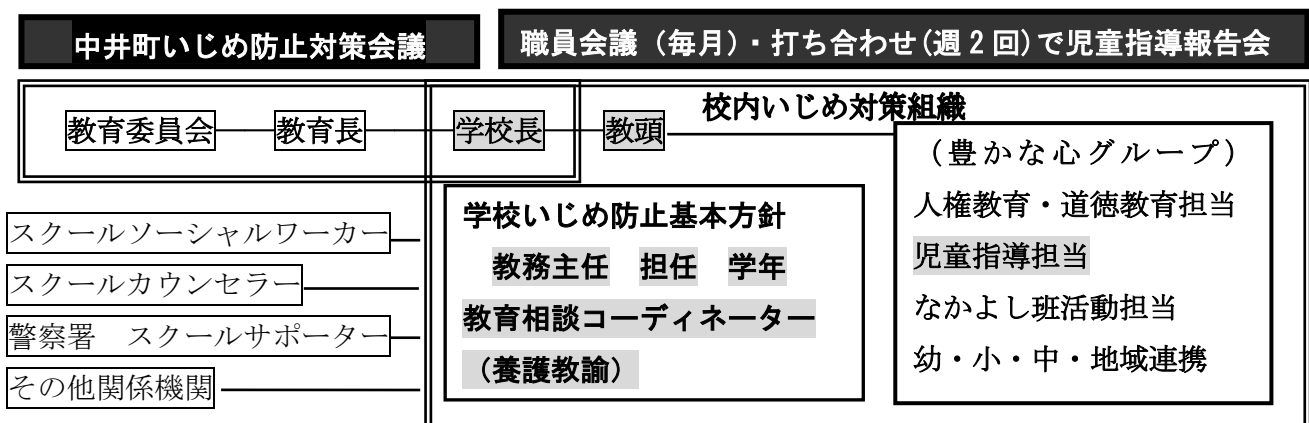
- ・ わかる授業や喜びのある授業づくりを目指す。自分の考えをもち、友達と伝え合いながら解決を図るような共に学び共に伸び行くことを喜び合える学級をつくる。
- ・ 道徳教育・人権教育を充実させ、互いのよさを認め、生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて重点的に扱う。
- ・ 自分も集団の一員として貢献しているという充実感をもてる活動を展開していく。自己有用感・自尊感情が育まれるような活動や体験を取り入れる。

(4) 地域ぐるみの学校づくり 綿密な連携

- ・ 職員間ではもとより、保護者、地域の方々、教育ボランティアからも情報を得られるようにしておく。
- ・ 保護者との面談や懇談会等で情報交換や共通理解を図り、早期発見や未然防止に努める。児童の幼・小・中の情報交換や関係団体・機関との連携・協力体制を深める。開かれた学校を目指し、あらゆる場面で地域からの意見を得られるようにする。

(5) いじめ防止等の指導体制 組織的な対応

- ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者と組織的に情報を共有し対応を行う。いじめの事実や結果を報告し、いじめを行った児童への指導・保護者に対する援助について行っていく。



4 年間指導計画に基づく計画的ないじめ防止のための取組

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	職員会議・打ち合わせでの 児童指導報告会（通年） いじめ防止基本方針の検討と確認	学級・学年開きいじめのない人間関係づくり 学級懇談会やPTA総会等での保護者向け啓発 道徳や学級会活動、朝と帰りの会でのいじめについての指導 集団登校班や清掃班やクラブや委員会での指導（通年）	個人状況把握（通年） 地区別児童会・集団下校 家庭訪問
5月	事案発生時、緊急対応会議の適宜開催（通年）	あいさつの指導 児童会活動計画 毎月の「児童のめあて」の取組み開始 学年・学級経営の具体的方策 運動会	家庭訪問 いじめ防止ミニ点検～聞き取り
6月		中井町いじめ防止強調月間 名前の呼び方の指導	いじめ防止ミニ点検～聞き取り
7月	人権研修	夏休み事前指導 校内人権教育研修 総合的な学習の時間や国語での学年に応じた情報モラル学習（通年）	町いじめアンケート～聞き取り 教育相談（保護者）
8月	園長・校長会議（いじめ防止会議）月1回		
9月		あいさつの指導 学級会活動での前期のふりかえり	いじめ防止ミニ点検～聞き取り
10月		中井町いじめ防止強調月間 児童会主催の全校遊び集会	町いじめアンケート～聞き取り
11月		名前の呼び方の指導 携帯電話教室（6年）	いじめ防止ミニ点検～聞き取り
12月		言葉づかいの指導 人権週間のいじめ防止の指導	いじめ防止ミニ点検～聞き取り 教育相談（保護者）
1月		あいさつの指導 中井町いじめ防止強調月間	町いじめアンケート～聞き取り
2月	いじめ防止基本方針の反省	学級・学年経営の反省（職員）	いじめ防止ミニ点検～聞き取り
3月		学級会活動での1年間のふりかえり こども園・中学校との連絡会（職員）	いじめ防止ミニ点検～聞き取り

5 いじめ発生時の組織的な対応

- ・いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を定める。万が一重大事態には、いじめ防止対策推進法のガイドラインに沿って双方の保護者と情報を共有しながら的確に対応を進める。